

高齢期生活の現実

——忘れられた高齢期の貧困——

唐鎌 直義

ここでは高齢者の経済生活について、主にその収入を中心に述べることにする。近年「高齢化社会危機論」をテコとして社会保障の後退が度重ねられてきたが、その一方で「負担の公平化論」にもとづいて高齢者に「相応の」負担を強要する動きが顕わになっている。社会保障・社会福祉の公的責任の曖昧化と金で買う「市場福祉」の拡大も、結局のところ高齢者の負担を高めることにいきつく。その際、政府や厚生省が述べているように、今日の高齢者は「リッチ」な生活を送っているのだろうか。小論では、高齢者の多くが厳しい生活を強いられており、経済大国日本の社会システムの矛盾がとりわけ高齢者にシワ寄せされている実情を明らかにすることとしたい。

1. あまりにも低額な年金の放置

高齢者の経済生活の状況を把握した公的な統計資料は、極く限られている。ここでは『国民生活基礎調査』（厚生大臣官房統計情報部）のなかの「高齢者世帯」についての特別集計を主たる材料としつつ、高齢者の経済生活の一端をみることにする。

「高齢者世帯」とは、「男子65歳以上、女子60歳以上の高齢者のみから成る世帯、および高齢者と18歳未満の者から成る世帯」と定義されている。したがって、ここからは、息子や娘の家族と同居して三世代世帯を構成している高齢者の状況は把握できない。表1は、65歳以上の者のいる世帯についてその世帯形態別分布をみたものだが、三世代世帯が最も高い割合（約41%）を示している。しかし、この表から先の「高齢

表1 高齢者のいる世帯の世帯形態別分布(1989年)

(単位：千世帯、%)

	計	住み込み・寄宿 舎等の単独世帯	その他の 単独世帯	夫婦のみ世帯	夫婦と未婚子 のみの世帯	片親と未婚子 のみの世帯	三世代世帯	その他の世帯
実数	千世帯							
	全世帯	39,417	1,551	6,315	6,322	15,478	5,599	2,166
	65歳以上の者の いる世帯	10,774	16	1,576	2,257	737	4,385	1,280
構成比	%	%	%	%	%	%	%	%
	全世帯	100.0	3.9	16.0	16.0	39.3	14.2	5.5
	65歳以上の者の いる世帯	100.0	0.1	14.6	20.9	6.8	40.7	11.9
出現率	27.3	1.0	25.0	35.7	4.8	26.4	78.3	59.1

出所)「平成元年国民生活基礎調査」より。

注)「出現率」とは、各世帯形態ごとにみた「65歳以上の者のいる世帯」の出現率を意味する。

特集・高齢者生活保障の現代的課題

表2 高齢者世帯数の推移

年次	全世帯		高齢者世帯		全世帯に占める 高齢者世帯の割合
	推計数	指数	推計数	指数	
	(万世帯)	(1965年=100)	(万世帯)	(1965年=100)	(%)
1955年	1,896	73	43	53	2.2
1960 "	2,248	87	50	63	2.2
1965 "	2,594	100	80	100	3.1
1970 "	2,989	115	120	150	4.0
1975 "	3,288	127	162	203	4.9
1980 "	3,534	136	243	303	6.9
1985 "	3,723	144	311	389	8.4
1989 "	3,942	152	415	520	10.5

出所) 平成元年「国民生活基礎調査」より作成。

者世帯」の定義に当てはまるものをピックアップすると、「単独世帯」と「夫婦のみ世帯」が
大略該当し、「その他の世帯」「夫婦と未婚子のみの世帯」「片親と未婚子のみの世帯」の一部が
該当する。これらの世帯の構成割合の合計値は、
おそらく40～45%になると推定される。今日で
は「高齢者世帯」は、高齢者を含む三世帯世帯
とほぼ同数存在すると考えてよい。

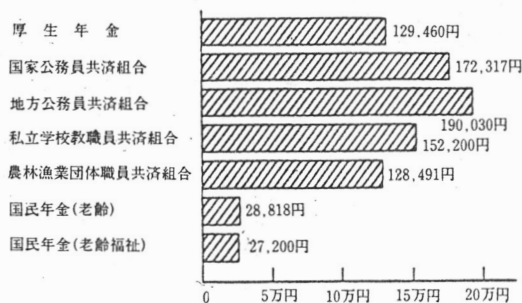
また表—2からわかるように、「高齢者世帯」
の数は、高度経済成長期以降、増加の一途をた
どっており、とくに80年代以後の急増が目立っ

ている。現在では全世帯に占めるその割合は10
%を超えるまでになっている。

以上のような理由から、ここでは「高齢者世
帯」に代表させて、高齢者の経済生活の状況を
みることにする。

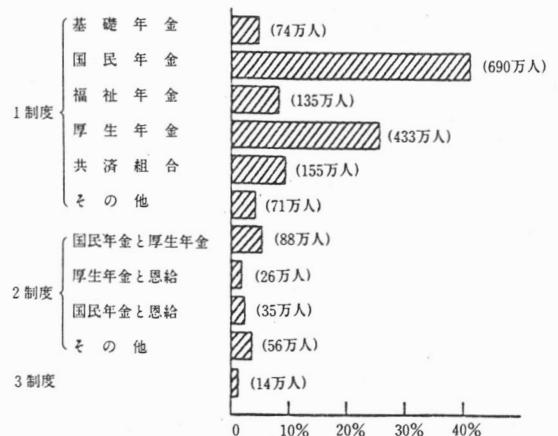
今日では高齢期生活の基盤のひとつが年金で
あることはいうまでもない。しかし、わが国の
年金制度はその形成の歴史的経緯から複数の制
度の分立構造をとっており、どの制度に所属し
ていたかによって、受給額に大きな格差が生じ
ている。図—1はひとりあたりの平均退職年金

図1 ひとりあたり平均退職年金額(1987年3月)(月額)



(出所) 1988年「社会保障統計年報」より作成。

図2 年金制度別にみた公的年金受給者数(1988年)



(出所)

1988年度「国民生活基礎調査」(厚生大臣官房統計情報部)より作成。

額を月額として表示したもののだが、厚生年金・共済年金と対比した場合の国民年金の著しい低位性が特筆される。その水準は月額29,000円という、生活保護基準(老齢単身)をも大きく下回るものである。我国の国民年金制度は、受給者の最低生活を保障するという『ベヴァリジ報告』(1942年)以来の社会保障の原則を完全に放棄してしまっている。しかも、図-2に表示されているように、国民年金の受給者は690万人に達しており、全年金受給者の40%近くを占めている。これに無拠出の老齢福祉年金の受給者と、基礎年金の受給者とを加えると、その割合は50%を超える。社会生活どころではない肉体の生存すらも確実に危ぶまれる水準の年金しか受給していない高齢者がその半数を占めているという現実、実際驚くべきことである。政府や厚生省は、ひとくちに「年金制度の成熟」などというが、こうした現実をどう理解したうえでの発言であろうか。このような低すぎる年金に規定されて、わが国の高齢者の稼働率は、先進資本主義国中稀にみる高率を示している。働かなければ生きていけないのである。イギリスでは老齢年金は「退職年金」(retired pension)と呼ばれるが、わが国で年金をたよりに純然たる「引退生活」をおくれる高齢者はどのくらいいるであろうか。この意味において、わが国の年金制度は、とくに国民年金は、退職年金と呼べるような代物ではない。以前に福祉年金がそのあまりの低水準性のゆえに、「飴玉年金」と揶揄されたことがあったが、現在でも国民年金はその汚名を濯ぐほどのレベルに達していないといわねばならない。

国民皆年金以来30年あまりを経て、しかも高度経済成長を通じた資本関係の著しい発展をみたわが国で、自営業型ないしは地域型に分類される国民年金の受給者が今なお多数派を占めて

いる現実、どのように説明されるべきものであろうか。結局のところ、わが国の経済成長は、厚生年金に加入しえない、制度的に差別された大量の不安定就業者の活用のうえに達成されてきたのではないか。資本側からみれば、労働者の相当部分を国民年金への加入に押し込めることで、総体としての労働費用を巨額に節約し、資本蓄積の一助として為してきたのではないか。低水準の年金の受給者が、経済大国日本で、不均衡なまでに大量に存在する現実、このように日本経済のあり方と成長そのものの秘密に直結している。

2. 貧困な高齢者世帯の大量な存在

低額の年金の受給者が、そのまま低水準の生活を送ることを余儀なくされているとは限らないだろう。生活は個人としてではなく、世帯として営まれているからである。たとえば、妻が国民年金の受給者でも、夫が厚生年金の受給者であり、両方の年金を合計して老後生活が営まれていることは、最も想定し易い生活状況である。また、個人として営まれている場合でも、年金以外の収入が付け加われば、生活の水準は上昇するからである。したがって、世帯としての収入の水準をみる必要がある。

表-3は高齢者世帯の年間収入の分布状況を所得階級50万円ごとの構成比として示したものである。最近3年間の推移が示してある。この表で最も注目されるのは、年収100万円未満の高齢者世帯が何と23%も存在していることである。年収100万円といえば、高齢者単身世帯の生活保護基準にほぼ該当するが、それ以下の高齢者世帯が実に4分の1近くもの高率で存在しているのである。また高齢者夫婦のみ世帯の生活保護基準は、年間150万円とみてほぼ間違いのないであろうが、この金額で区切ると、それ以下の年

特集・高齢者生活保障の現代的課題

表3 高齢者世帯の所得階級別世帯分布の推移

所得階級	相 対 比 率			累 積 比 率		
	1986年	1987年	1988年	1986年	1987年	1988年
	%	%	%	%	%	%
50万円未満	5.2	2.9	6.3	5.2	2.9	6.3
50～100万円	17.5	15.8	17.0	22.7	18.7	※ 23.3
100～150 "	17.2	14.6	19.8	39.9	33.3	※ 43.1
150～200 "	15.7	15.6	13.2	55.6	48.9	※ 56.3
200～250 "	13.6	15.2	10.9	69.2	64.1	67.2
250～300 "	9.2	10.4	9.0	78.4	74.5	76.2
300～350 "	5.6	6.2	5.6	84.0	80.7	81.8
350～400 "	3.3	4.7	4.1	87.3	85.4	85.9
400～450 "	2.2	3.0	2.8	89.5	88.4	88.7
450～500 "	2.1	2.1	1.9	91.6	90.5	90.6
500～550 "	1.0	1.4	1.5	92.6	91.9	92.1
550～600 "	0.8	0.8	1.1	93.4	92.7	93.2
600～650 "	0.8	1.5	0.7	94.5	94.2	93.9
650～700 "	0.8	0.9	0.7	95.3	95.1	94.6
700～800 "	0.8	0.9	1.0	96.5	96.3	95.6
800～900 "	0.5	0.7	0.7	97.0	97.0	96.3
900～1,000 "	0.5	1.0	0.4	97.5	98.0	96.7
1,000万円以上	2.5	2.0	3.3	100.0	100.0	100.0
計	100.0	100.0	100.0			
平均所得額	259.3万円	261.0万円	273.1万円			

出所)「国民生活基礎調査」(平成元年版 厚生大臣官房統計情報部)より作成。

収の高齢者世帯は何と43%も存在している。生活保障基準ストレスあるいはそれ以下の水準の生活を送る高齢者世帯が高齢者世帯の4割強(170万世帯)を占めていることは、まさに驚嘆すべき事実といわねばならない。高齢者の貧困が膨大に存在していることを、この数値は物語っている。

最近「リッチな高齢者」論が政府や厚生省によって語られているが決して「リッチ」とはいえない年収300万円をひとつの目安としてみると、それ以上の収入のある高齢者世帯は上位18%しか存在していない。年収500万円以上の世帯は、わずか8%にすぎない。「リッチな高齢者」の存在を針小棒大に宣伝することは、事実にもとづかない一種の政策イデオロギーである。表一3に示された高齢者世帯の所得分布状況を素

直に読めば、今日の高齢者の経済生活の状況は一目瞭然である。

なおこの表には示さなかったが、全世帯でも年収200万円未満の世帯が17%弱存在している。この数値も、まともな市民社会としては許容されないはずの貧困の存在を物語っている。

戦後のイギリスでは福祉国家体制の出発によって貧困が解消されたといわれていた。この神話の根拠となっていたのは1951年のB・S・ラウントリの第3回ヨーク市調査の結果であった。ラウントリの設定した貧困基準では、それ以下の生活を送っている世帯の出現率は1.5%と測定された。しかし、1965年にB・エイベル・スミスとP・タウンゼントは、公的扶助(日本では生活保障)基準の1.4倍を貧困測定基準として採用し、それ以下の生活を送る世帯が16%存在す

ることを明らかにした。彼らの研究は「貧困の再発見」と評価され、労働党政権下の新たな社会保障改革の原動力となった。

いま仮りに、表―3を参考としつつ、生活保障基準の1.4倍を貧困測定基準として貧困世帯の量を測定すると、高齢者世帯ではおそらく50% (207万世帯) がそれに該当するであろう。また全世帯でみると、どんなに低く見積ってもおそらくその20% (788万世帯) が基準以下となるであろう。これがイギリスでの事態であるならば、確実に政府の責任が問われ、政権交替となっている事態といえよう。16%の貧困を重視する国と無視または軽視する国。それは民主主義の根幹に深くかかわる問題である。

ところで、数字というものは極めて客観的なものにみえるが、それを多いとみるか少ないとみるかは、著しく社会的・政治的影響を受ける。たとえば近年、糖尿病が「国民病」として重要視されており、種々の雑誌等で特集記事が組まれているが、その有症率は成人10人につき1人、つまり10%とされている。10%の有症率で「国民病」であるのならば、20%の貧困率はもう立派な「国民的政策課題」でなければならない。しかし、そうはなっていないところに、数字を評価する人間の側の政治的・主観的問題が存在

している。

以上のように、年金という個人収入の面でみても、世帯としての年間収入でみても、今日の高齢者世帯の40%は被保護世帯と同等以下の生活を送っているのである。

3. 稼働所得の低位性

高齢期貧困の原因は、低い年金だけではなく、稼働所得の低さにもよっている。

表―4は高齢者世帯の世帯業態別分布をみたものだが、世帯主が60歳代では約47%の世帯が年金・財産収入以外の何らかの稼働所得を得て生活している。高齢者のこの高い就労率は先進資本主義国中異例のものであり、たとえばイギリスでは退職高齢者の就労率は10%程度となっている。

わが国で高齢者の就労率が高いとはいえ、それは高齢者の雇用機会が十分に用意されているためではない。むしろ実態は正反対である。たとえば、最近の「労働力不足」状況が伝えられるなかでも、求人対象は20歳代以下の若年労働力であって、年齢の上昇とともに求人倍率は低下し、50歳を超えるとそれは1.0を大幅に割り込んでいる。60歳代の高齢者の求人倍率は0.3程度がせいぜいである。こうして、今日「若者天

表4 世帯業態別高齢者世帯数

(単位：千世帯、%)

	世帯主の 年齢区分	一般常雇 者世帯	短期雇用 者世帯	会社・団 体等の役 員世帯	自営業者 世帯	農耕世帯	その他の 所得を伴 う仕事を している 世帯	所得を伴 う仕事を していない 世帯	計
世帯 数	60～69歳	249	67	55	223	118	95	897	1,703
	70歳以上	108	32	60	257	138	97	1,759	2,450
	合 計	357	99	115	480	255	192	2,656	4,153
構成 比	60～69歳	14.6	3.9	3.2	13.1	6.9	5.6	52.7	100.0
	70歳以上	4.4	1.3	2.4	10.5	5.6	4.0	71.8	100.0
	合 計	8.6	2.4	2.8	11.6	6.1	4.6	64.0	100.0

出所) 表3に同じ。

注) 「短期雇用者世帯」とは「1年未満の契約の雇用者世帯」を意味する。

特集・高齢者生活保障の現代的課題

表 5 公的年金・恩給の所得に占める割合別にみた高齢者世帯の分布(1989 年)

所得階級	受給なし	20%未満	20～40%	40～60%	60～80%	80～100%	100%	計	世帯数	構成比
	%	%	%	%	%	%	%	%		%
100 万円未満	11.4	0.4	6.4	9.1	7.6	6.1	58.3	100.0	264	23.4
100～200 万円	10.5	2.1	12.3	8.3	9.4	8.0	48.8	100.0	373	33.0
200～300 "	6.7	3.6	7.1	7.6	8.5	12.1	54.5	100.0	224	19.8
300～400 "	7.3	4.5	11.8	10.0	20.9	16.4	28.2	100.0	110	9.7
400～500 "	7.5	11.3	15.1	26.4	24.5	5.7	7.5	100.0	53	4.7
500～600 "	13.3	10.0	16.7	30.0	13.3	6.7	13.3	100.0	30	2.6
600～1,000 "	15.0	25.0	25.0	22.5	7.5	—	5.0	100.0	40	3.5
1,000 万円以上	24.3	54.1	21.6	—	—	—	—	100.0	37	3.3
計	10.1	5.4	11.1	10.3	10.3	8.6	44.2	100.0	1,129	100.0

出所) 表 3 に同じ。

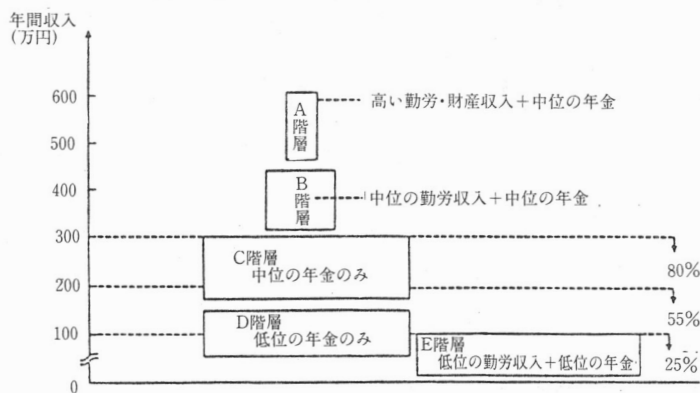
国・老人地獄」と呼ばれる雇用状況が形づくられている。

高齢者は収入面での低い年金と家計支出の面でのお金のかかる暮しとに規定されて働き口を探さなければならないのだが、その多くは不安定で低賃金のものでしかない。こうした雇用における「老人地獄」の原因には、高齢者の雇用を経済的必要として捉えずに、全て「生きがい」としてしかみなさない政府・労働省の姿勢があげられる。確かに、長い労働生活を経て高齢期に至り、まあまあの(月額20万円前後の)厚生年金を支給されている人にとっては、就労は「老

後の生きがい」程度のものでよいのかも知れない。そして老後の「働かない自由」というものもあって然るべきであろう。しかし先にみたように、著しく低い年金のゆえに追加収入を獲得しなければ生活が成り立たない多くの高齢者にとっては、最低限の賃金を保障する雇用の場は必要不可欠のものである。

表一5は高齢者世帯について、所得に占める公的年金・恩給の割合別分布を所得階級別に表示したものである。300万円を超える年収は、何らかの年金以外の収入がプラスされてはじめて獲得されていることがわかる。ここから一般に、

図 3 収入構造からみた高齢者世帯の諸階層(概念図)



注) 表 5 より作成。

年金だけで年収300万円を超える世帯は減多にないことがわかる。注目されるのは年収100万円未満の層と200万円未満の層である。この二つの階層では、年金のみで生活している高齢者世帯は各々50%程度しかない。残りの50%は年金にそれ以外の収入を付け加えても、なお年収が100万円、200万円にそれぞれ達していないのである。

このように今日の高齢期貧困の原因には低い年金と低い稼働所得の両方が挙げられる。年金によっても賃金によっても、その最低限の生活が保障されない、いわば宙ぶらりの状態に置かれている。厚生行政と労働行政のはざまで低い水準の生活に閉塞された存在。こうした「無責任の体系」の隙間に口を広げた「老人地獄」に落ち込まされている存在。それが今日の「豊かな社会」日本の高齢者にほかならないのである。

表一5と表一3を参考にしつつ、現在の高齢者世帯の階層的諸類型を概念図として描いたものが図一3である。この図において、とくにD階層、E階層に属する高齢者世帯を今後、公的貧乏線以上に引き上げていくような政策が何よりも高齢者福祉の課題といえよう。

4. 社会保障の後退と高齢者

以上では、主としてフローの所得の面から高齢者の経済生活をみてきた。しかし、高齢者の生活はフローの所得の拡大のみによって安定するものではない。公的な住宅供給や社会的な医療・福祉サービスの提供等々の現物で給付される部分＝社会的ストックによっても支えられねばならない。これはD・E階層の高齢者だけでなく、むしろ高齢者全体の生活に強い影響を及ぼす。元々、高齢期生活は社会的ストックの存在を前提として初めて成り立ちうるものであろう。江口氏が言及されているように、これらは「機

能的等価物」(R・ティトマス) というべきものであり、生活の一般的な前提条件としてその公的な拡充が図られねばならない。

しかし、臨調行革以降のわが国の社会保障制度は、高齢者の福祉領域を中心に大きく後退を重ねており、生活の一般的条件は商品化の方向へと切り崩されてきた。それは全面同時多発的な攻撃であり、老健法の改悪をはじめとして枚挙の暇がないほどである。高齢者の生活は今や社会的ストックの有料化・家計負担化によっても大きく不安定化せしめられつつある。

そもそも社会保障とは誰のためのものだろうか。歴史的にみると、社会保障は「気の毒な一部の人のためのもの」という制限的な位置づけと「労働者をはじめとする勤労者全体のもの」という階級的な位置づけとの間を大きく揺れ動いてきた。資本の力が強まったときには前者の位置づけにそって圧縮せしめられ、労働者の力が強まったときには後者の位置づけにそってその拡充が図られてきた。この意味において、社会保障の発展と後退はすぐれて階級的力関係の所産なのである。

しかし、わが国では戦後一貫して社会保障の階級的な位置づけが、たとえば賃金問題などよりもはるかに軽視されてきたのではないか。企業別に封鎖された労働組合運動が勤労者全体の利益を代弁するよりもむしろ組織労働者だけのクラフト・ユニオンの利益の擁護者であり続けた限りにおいて、社会保障という社会的なストックの形成は相対的に軽視されてきたといえよう。

だが今や、賃金(フロー)だけで労働者の生活が安定しえないことは、ようやく誰の眼にも明らかになってきた。長期にわたる高額の住宅ローンを組んで片々たる持ち家を取得することさえ、大都市圏では「今は昔」の物語である。またどの子どもにも高等教育を受けさせることは

特集・高齢者生活保障の現代的課題

相当の家計負担を覚悟しなければならないが、そのことが逆に少産問題を生み出すひとつの要因となっている。さらに病気になったときに必要となる医療費や生活費の不安は、民間生命保険会社の契約件数を急成長させている。こんな社会は本当は誰も理想としない社会である。今日わが国でさかんな「豊かさ」をめぐる論議は、実は広い意味での社会保障要求そのものといつてよいであろう。

政府が今日なおしがみついている「日本型福祉社会論」は、社会保障の制限的な位置づけの

典型であるが、今後「本当の豊かさ」を要求する国民の側との対立を先鋭化させずにはおかないだろう。それは日本の経済成長が進めば進むほど深刻な矛盾＝アンバランスとして現われざるをえない。そして国民は、なんでもかんでも市場化によって「豊かさ」への展望が切り拓かれるとは決して考えてはいないのである。そのひとつの重要な突破口が高齢者をめぐる社会保障の問題であると、筆者には思われる。

(長野大学専任講師)

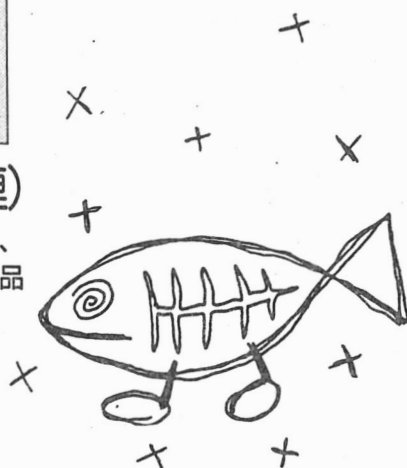
貴重なたたかひの教訓を記録。 限定出版!

全労連 第5回大会 議事録

(編集・発行/アキコ企画 監修/全労連)

- 内容 / あいさつ、運動総括と方針、代議員の発言、特別決議、メッセージ、結成1周年記念の文芸作品品の審査結果、海外・国内のメッセージなど。

- B5判 / 123頁
頒 価 : 2,000円(送料別)
送 料 : 1～8冊(410円～810円)
9～14冊(1,150円～1,550円)



〒105東京都港区西新橋3-17-8
日本機関紙印刷所内

(株)アキコ企画

TEL 03-5470-4509 振込: 富士銀行神谷町支店
FAX 03-5470-4548 当座預金 54829